仕　様　書

1　件　　名　　平田総合支所電話交換設備賃貸借【長期継続契約】

2　履行場所　　酒田市飛鳥字契約場３０番地

3　契約期間　　契約の日から平成３２年３月３１日まで
（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

4　履行期間　　平成２７年４月１日　から　平成３２年３月３１日　まで（５か年）

5　目　　的　　業務における通信連絡手段として、電話交換設備（以下、「機器」という。）は必要不可欠である。現在、交換機のバッテリーなどの部品が経年劣化しているほか、２７年度中に耐用年数が切れることなどから、業務の執行に万全を期すため、賃貸借により機器の更新を実施する。

6　機器設置の内容

(1) 設置する機器は、7 に定める仕様と同等以上の機能と性能を有し、十分な耐久性と信頼性を持つものとする。

(2) 機器の設置場所は原則、既設と同じ場所とする。

(3) 機器の設置は、既設の機器を撤去した後、借受者側の業務に支障の生じない日時で実施すること。

(4) 機器を設置後、全ての機能が完全に発揮できるよう調整及び試験を実施すること。

(5) 一般内線電話機及び配線は、既設のものを使用する。ただし、機器の設置にあたり配線が必要な場合は、新規に配線するものとする。

(6) 機器の導入及び設置に起因し、通信（既設の機器を含む）に障害が発生した場合は、貸付者の責任において復旧等の対処をすること。

7　機器の仕様

(1) 電話交換機の仕様

①交換方式

（ア）制御方式	蓄積プログラム方式
（イ）通話路交換方式	時分割交換方式
（ウ）制御装置	32 ビットマイクロプロセッサ以上
（エ）冗長方式	一重化方式
（オ）総ポート数	384 ポート以上
（カ）局線応答方式	分散中継方式、 ダイヤルイン方式 ダイレクトダイヤルイン方式 ダイレクトインライン方式 マルチライン方式

②トラフィック条件

内線 1 回線当たりの最繁時における標準発着信呼量は 6HCS 以上

③電源条件

（ア）入力電圧	AClOOV±10V

（イ）周波数　　50H z／60H z
（ウ）蓄電池　　停電補償 3 時間以上（フルバックアップ）

④選択信号種別
（ア）D P（10／20p p s）
（イ）P B（ソフトによる切替）
（ウ）I S DN 通信プロトコル（Q．931）
⑤環境条件
（ア）環境　　温度 0～40℃　湿度 20～85％
（イ）冷却方式　　自然空冷方式

(2) 電話交換機の機能
①内線ごとに発信規制ができること。
②システム短縮ダイヤル 500 方路以上登録可能なこと。
③リダイヤル
④代理応答

(3) デジタル多機能電話機
①液晶ディスプレイ
②機能ボタンを 30 以上有すること。
③音量調整（着信音量・受話音量）を調整できること。
④ワンタッチ、リダイヤル、保留、スピーカを有すること。
⑤発着信履歴表示が可能なこと。

(4) 局線表示盤
①12 回線以上のランプ表示が可能なこと。
②音量調整・音色調整ができること。

8　機器の構成
(1) デジタル電子交換機【計 1 台】
①I N S64 局線回路（DSU 含む）　8 回線
②デジタル内線回路　8 回線
③アナログ内線回路　96 回路
④長距離内線回路　2 回路
⑤VOI P 接続用 OD 回路　12 回路
⑥県防災接続用 OD 回路　4 回路
⑦3 時間停電補償バッテリー

(2) デジタル多機能電話機【計 4 台】
①停電対応デジタル多機能電話機（INS64 対応）　1 台
②デジタル多機能電話機　3 台

(3) 局線表示盤【計 1 面】
①局線表示盤　1 面

9　支払方法
年１２回（１か月毎）の分割払いとする。

１０　特記事項
(1) 電気通信事業法等の諸規定及び、電気設備に関する技術基準を定める省令等の関係諸法規を遵守すること。
(2) 業務の遂行上知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(3) 権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、借受者の承認を得たときはこの限りではない。
(4) 機器の設置は、貸付者の責任において事故等が発生しないよう十分注意して行うこと。

１１　報告・調査
(1) 正確かつ確実に作業が行えるよう機器を設置する前に十分な調査を実施すること。
(2) 契約後速やかに、設置する機器が要求仕様を満たしていることを証明する書類（機器の仕様書など）を提出すること。
(3) 契約後速やかに、機器の設置完了までの工程（スケジュール）を借受者に報告すること。
(4) その他、機器の導入・設置にあたり、仕様書に定めのない事項や不明な点は独断で決定せず、借受者に確認すること。

１２　検収
(1) 機器の設置完了後、以下に示す書類を提出すること。
①機器取扱説明書（1 部）
②機器構成図（1 部）
③配線図（1 部）
④試験成績表（1 部）
(2) 機器が仕様を満足し、実施する接続試験において機能が十分発揮されていることを発注者が確認できた場合、上記の書類の完納を以って検収完了とする。

１３　保証
機器の運用開始（平成 27 年 4 月 1 日）から 1 年以内に、貸付者の責任に起因して機器に不具合が生じた場合は、貸付者は無償で機器を修理又は交換するものとする。